



# 《 地方就職学生支援事業のご案内 》



大学生のUIターン就職を促進するため、東京都内に本部がある大学に通う学部生が、卒業年度の6月以降に実施される静岡県内の企業の就職活動（選考面接）に参加するための交通費の支援制度を開始します。来年度予算が確保できた場合、令和6年度の当該支援金支給者を対象として、移転費用支給の拡充が検討されてます。（詳細未定）

## 支援対象者

以下の全ての要件に該当すること

### 移住元要件

- ・大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学のうち、当該大学の東京圏内※1に所在する学部在籍し、かつ卒業見込みであり、大学の卒業年度において、東京圏内に継続して在住していること
- ※1 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県をいい、条件不利地域を除く

### 移住先要件

- ・勤務地が静岡県内に所在する企業等に就職することが内定しており、かつ、当該内定日が大学卒業年度の10月1日以降であること
- ・大学卒業後に上記内定企業等に就職し、熱海市に移住する意思を有していること
- ・熱海市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と関係を有する者でないこと
- ・日本人又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること

### 就業要件（就業先に関する要件）

- ・勤務地が静岡県内に所在すること
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第2項の風俗営業者でないこと
- ・熱海市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と関係を有する企業等でないこと
- ・官公庁等でないこと
- ・就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている企業等でないこと

### 就業要件（就業条件等）

- ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること
- ・静岡県内に勤務する社員として採用予定であること

## 支援金

### 対象経費

勤務地が静岡県内に所在する企業等への大学卒業年度における6月以降の就職活動に要した公共交通機関等（鉄道、バス、タクシー、船舶等）の往復1回分の交通費

※支援金対象となる「6月以降の就職活動に要した交通費の領収書」の保管が必要です。

### 支援金額 上限5,940円

- ① 勤務地が静岡県内に所在する企業等への大学卒業年度における6月1日以降の就職活動に要した公共交通機関等の往復1回分の交通費
- ② 11,880円から内定した企業等からの就職活動に伴う交通費の助成金を差し引いたものに1/2を乗じて得た額

※実際にかかった往復の交通費の総額と上限額の低い金額を支給（10円未満端数切捨て）

※支援金の申請は一人1回限り

## 申請について

制度の利用をお考えの学生の皆様は、**制度の利用前にまずはお問い合わせください**

【必要書類】 ※様式は熱海市役所公式ホームページ からダウンロードできます

- ① 地方就職学生支援金交付申請書（※様式第1号）
- ② 身分証明書（氏名、生年月日、住所が確認できるもの）の写し
- ③ 地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書（※様式第2号）
- ④ 内定証明書（地方就職学生支援金の申請用）（※様式第3号）
- ⑤ 交通費の領収書等またはその写し
- ⑥ 別表に掲げる証明書類等
- ⑦ その他市長が必要と認める書類（別表）

証明書類等	備考
在学証明書（原本）	卒業学年であることの確認並びに卒業学年時の学部の名称及び所在地の確認ができるもの。ただし、学年等の必要事項の補記が必要な場合は、在籍校が補記し、及び押印を行ったものであること。
移住者と居住実態を確認できる資料	住民票又は賃貸住宅の賃貸借契約書の写し（卒業年度の複数月の家賃の振込明細書、支払履歴が確認できる書類等を併せて提出すること。）もしくは卒業年度の複数月の公共料金の領収書等の写し。
在留資格及び在留期間を証する書類	外国人の方のみ

【受付期間】

令和6年10月1日（火）から令和7年2月7日（金）まで

※支援金対象となる「6月以降の就職活動に要した交通費の領収書等」の保管が必要です

※予算がなくなり次第、受付終了となります

【提出先】

**熱海市役所 観光経済課 産業振興室（第1庁舎3階）へ郵送してください**

## 支援金の返還要件

- ・虚偽の申請であること、居住または就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
  - ・申請日から1年以内に就業を行わなかった場合
  - ・就業日から1年以内に職を辞した場合（ただし、退職日から3カ月以内に要件を満たした静岡県内の別の企業に就業する場合を除く。）
  - ・申請日から1年以内に熱海市に転入しなかった場合
  - ・転入日から3年未満に熱海市から転出してしまった場合
- ※転入日から3年以上5年以内に熱海市から転出した場合は半額の返還となります。

## 注意事項

- ・申請開始が10月1日からのため、支援金対象となる6月以降の就職活動に要した交通費の領収書等の保管をしてください
- ・内定のタイミングが市への申請締め切り以降となる場合は、当該支援申請対象外となります

【お問い合わせ】

熱海市役所 観光経済課 産業振興室 〒413-8550 静岡県熱海市中央町1番1号

電話：0557-86-6090 FAX：0557-86-6199

E-mail：sangyoshinko@city.atami.shizuoka.jp